

# NPO 法人 都市災害に備える技術者の会

## ニューズレター issue 30



都市災害に備える技術者の会事務局：〒651-1432 兵庫県西宮市すみれ台3-1（太田ジオリサーチ内）  
TEL:078-907-3120 FAX: 078-907-3123 e-mail: office@toshisaigai.net http://www.toshisaigai.net

### 自治体から観た自助、共助、公助 自治体OB職員のつぶやき

監事 山田信祐（一般財団法人道路管理センター）

阪神・淡路大震災以降、自助、共助、公助の考え方が、注目されるようになったと言われているが、遡ること江戸時代に米沢藩主、上杉鷹山が「自助、互助、扶助」という同様の考えのもとに藩を治めた歴史があり、時空を超えて公と民の役割を示す概念かもしれない。

しかし、具体的な考え方は社会事情を背景に変遷し、最近では東日本大震災の災害対策の教訓を踏まえて、平成25年改正の災害対策基本法では、自助と、それに根差した共助の重要性が示され、その具体策として「地区防災計画制度」が創設されている。

このような動きをみると、いつの間にか、公助が見えなくなり、さびしい感があるが、防災白書で示されているとおり、自助、共助、公助がそれぞれの役割をバランスよく果たす事が、重要とされており、災害の教訓を踏まえ、公助として自治体に何が期待されているか、時流をつかみ、その責任を果たしていかなければならない。

このような状況を踏まえて、自治体OBとして「共助」について考えたい。

災害対応に限らず、行政全般において、「できること、できないことを明確な理由を示しながら、わかりやすく丁寧に説明し、市民の理解を得ることを基本姿勢とする。また、その責任を果たす義務がある」と教えられてきた。

しかし、「言うは易く、行うは難し」である。

たとえば、災害時の待ったなしの緊迫した状況

下では、「ほんとにこれでいいのか」という究極の判断、法律の限界を超えるぎりぎりの選択が求められ、その場を何とか凌ぐのに精一杯。そんな経験を持つ自治体職員も多い。さらに、「義を見てせざるは、勇無きなり」と踏み込んで対応したのに「問題がある」と指摘されると、「世の人は良し悪しことを言わば言え、賤が心は、神のみぞ知る」と開き直りたくなる。このような悔しい思い、矛盾を多くの自治体（技術）職員が経験し、悩んできた。また、これからも悩みは続くだろう。

そんな時、阪神・淡路大震災以降に生まれた「行政（公助）の限界」、「7：2：1」の考え方は、自治体にとっては、ある意味、非常にありがたい言葉である。とりわけ、災害発生直後は行政も手が回らず、自助、共助に頼らざるを得ない場面もある。

しかし、それ以外での場面では公助として自治体がなすべきこと、自治体しかできないこともあるはずである。そんな時も「行政の限界」を持ち出し、市民への説明の最終のよりどころとするのは楽だが、それでいいのだろうか。

これでは枠を出ず、四角四面の冷たい対応に徹するのが「公務員の鏡」と言われた時代に戻ってしまう。

また現場では、多様化する市民ニーズに対して、公か民か、どちらの役割分担か、選択、判断に迷う「境界領域」の業務が増え、対応がますます難しくなっているなか、「何とかしたいが」と考え、多くの職員が悩んでいる。

災害対応を含め市民が困っている、こんな時こそ、「これでいいのか、違うやろ」と疑問を投げかけ、「行政を甘く見るな」と反論し、一歩踏み

込んだ対応の可能性を追求するという考え方が求められるのではないだろうか。

ここで参考として災害対応ではないが、行政内部の秘話を披露したい。今から5年ほど前の話で、話を簡単にするため、大雑把な説明になるのをお許しいただきたい。

自治体の重要な業務に道路の管理がある。その対象は道路法が適用される道路で、これに基づかない道路(私道)は、道路管理者としては管理範疇外となる。

しかし、私道には普段から市民に供用されている道路も多数あり、「税金を払っているのになぜ管理してくれない」というのが普通の市民感覚である。また、最近の交通安全対策の対象として重要な「通学路」にも私道が多く含まれる。法令の枠にこだわれば、このような私道における解決すべき課題が放置されてしまう。

手を出す理屈がなく、財政当局の理解も得にくい。でも何とかしなければと悩んでいる時、趣旨に賛同してくれた上司から「法令によらなくても、その道路の使われ方、機能に着目して考えれば」というアドバイスをもらった。まさに目から鱗である。

その後もいろんな調整はあったが、大筋が抑えられれば、しめたもの、何とか、当初の思いに沿った方向に進めることができた。

行政の業務は法令に基づいて進められ、法令遵守を求められるが、市民ニーズに答えていない対応は、法令遵守といえるのだろうか。という疑問に見事に答えを導いてもらった貴重な経験であった。考え方は多種多様である。因みにその上司は、役所の法律の番人である「法規課長」経験者である。

ここからは個人的な思いですが、災害対応はもとより行政全般について、法令を「公助の限界」の盾にして、四角四面の仕事に徹する立派な公務員ではなく、柔軟な思考とフレッシュなセンサーで市民感覚を敏感に感じ取って、果敢に挑戦する職員であってほしいと思います。

最初から出来ない決めて、そこで思考停止するのではなく、行政が関与できる可能性を多角的

視点から前向きに考える(=心得)のも「しんどい、つらい」が「やりがい」があると感じてきましたが、いかがでしょうか?強制はしませんが、おすすめします。OB職員のつぶやきです。

### 気仙沼市での復興支援を振り返って (理事長 伊藤東洋雄)

東日本大震災の復興支援のため宮城県気仙沼市へ赴任し、主として下水道の復旧・整備事業を担当しましたが、無事2年間の任期を全うし昨年12月に帰ってきました。

その間、NPO 法人都市災害に備える技術者の会の皆様からは温かいご支援や励ましのお言葉を戴き誠に有難うございました。衷心より御礼申し上げます。

そして、特に京都市役所の有志の皆様7人が被災地を視察された際、わざわざ気仙沼に立ち寄られ励ましていただいたこと、地盤工学会の講演講師として太田事務局長が仙台に来られた際、一緒に被災地を回り勇気づけていただいたことなどがつい最近の事のように思い出されます。

厳しい中にも思い出多い充実した2年間でした。

この機会をお借りして、復興支援の2年間を通じて感じたこと、勉強になったことを報告させていただきたいと思います。

少しでも皆様の参考になれば幸いです。

※この報文はNPO 法人奈良県防災士会の広報誌9月号に掲載したものを一部アレンジしたものです。

#### 【復興計画と現状】

被災した町を復興するための出発点は将来を見据えたまちづくり計画です。

まちづくりの手順を簡単に記しますと、

①震災復興計画策定本部設置(2011年6月) ②市民の声を踏まえて検討 ③計画決定(2011年10月) ④実施(現在進行中) ⑤完成となります。

気仙沼市の場合、計画は発災7ヶ月後にできあがりしました。

そして、4年半経過した現在鋭意実施中です。(神戸の場合まちづくりの完了まで20年かかっ

たとされています。) 実施に際しては、いろいろな問題が障壁となり思うように進みません。その中で法律による規制も大きな要因となっており、政府は復興を促進するため【復興特区法】を改正して土地の強制買収要件を緩和したり、埋蔵文化財の調査期間の短縮、開発行為手続きの見直しなどをしています。

#### ※感じたこと・勉強になったこと

- ・災害が発生したときにどのようにまちづくりをするか、あらかじめ計画をしておくことは不可能なのかなー。
- ・法律は絶対的なものと考えがちであったが、状況や環境の変化に対応して変えることができるのだなー。(人間が作ったものであるから、人間によって見直されるのは至極当たり前のことなのだ。)



2014年4月 残された廃屋と嵩上げ工事が進む南気仙沼地区



2014年11月 被災したままのフェリー乗り場



2013年3月 被災2年後の南町地区



2014年11月 上の写真と同じ状況です

#### 【仮設住宅での生活】

私は被災した住民と共に中学校の運動場に設けられた仮設住宅(6軒長屋×16棟)に住み、職場に通っていました。仮設住宅はプレファブ造りですが、一般の人が抱くイメージとは違い、防音・断熱に優れ快適でした。(結露や湿気に悩まされたが)間取りも一軒辺り、4畳半×4間で十分な広さでした。(親子4人と祖父母の家庭などは二軒分借りていました。)同じ住宅の皆様からも遠隔地から復興支援に来て戴いているという感謝の念からか、また単身赴任を気遣ってか時々夕食のおかずの差入れなどを頂きました。東北地方の寒さについて、関西の皆様からは随分心配して戴きましたが、寒さ自体は私が住んでいる盆地である奈良県と余り変わらない感じです。ただ、海岸沿いに位置するため風が強く洗濯物が何回も飛ばされました。その他、冬の雪は多いです。関西では昼間雪が残るということは珍しく、子供たちが雪だるまを作ったり、雪合戦をして遊べるのは極少ない状態ですが、当地では冬の間ずっと道路の轍以外のところには雪が残っています。車

では冬用タイヤは欠かせません。

それから、阪神・淡路大震災以降全国的に【絆】の意識が高まったこともあり、仮設住宅にも全国からいろいろな団体の人が励ましに来てくれました。

記録漏れもありますが、手元にある資料では2013年3月～2014年12月までに69回の訪問がありました。主な内容は、・落語、マジックショー、コンサートなど、・お好み焼きを食べよう、お茶っこ会、イモ餅試食とお茶会など・健康相談、ヨガ教室など、また支援団体は「みちのく応援団」、「京都府職員労働組合」等の他、「シャネル株式会社」や「吉野家」などの民間企業にも来て頂きました。

#### ※感じたこと・勉強になったこと

・無償で遠隔地から足を運んで頂ける日本人の絆の強さ、心の温かさを強く感じました。しかし、回数が多くて（殆ど毎週）マンネリ化する事もあるのではなかろうかとも思いました。

・ボランティアの温かい励まし・思いやりに一時的癒しを得て、十分ではない仮設住宅での生活を我慢することができても、将来の職業や住宅再建のことを考えると心から晴れるという気持ちにはなれないのではないのでしょうか。復興支援に来ている我々（任期が終われば帰るべき家がある）とは違う心配が心の片隅に有るのではなかろうか。

・絆という言葉が全国的に取り上げられ、マス

コミなどで報道されましたが、中学校の敷地内に建てられた仮設住宅に住む人（被災者）と敷地から道路一本隔てた被災していない人との間に目に見えない大きな溝があることを知りました。難しいものです。



2014年2月 仮設住宅の雪景色



2014年8月 翁家 和助による皿回し

### 第40回研修会 防災講演会のご案内

12月19日(土)に兵庫県立大学環境人間学部の木村玲欧准教授をお招きして「受援」というキーワードを通し「大規模災害時における受援の課題と対策」についてご講演いただきます。詳しくはWEBをご覧ください。

## 事務局 だ よ り

- ◆ニューズレターのバックナンバーは、ホームページ ([http://toshisaigai.net/newsletter/newsletter\\_index.html](http://toshisaigai.net/newsletter/newsletter_index.html)) にアップロードしています。
- ◆ワーキンググループ活動の例会の案内は、ホームページにも掲載しますので、ご興味のある方は参加してください。
- ◆あらためてご案内いたしますが、振替用紙が届きましたら2015年度会費の納入をよろしくお願いたします。(正会員5000円です)  
郵便局 00990-1-162816 加入者名 都市災害に備える技術者の会  
三井住友銀行 藤原台支店 普通預金 7566003 特定非営利活動法人 都市災害に備える技術者の会  
(2年間連続で未納の場合、自動的に退会扱いとなりますのでご注意ください。)
- ◆住所変更・メールアドレス変更等はできるだけ早く事務局にお知らせください。  
書式等は、ホームページ <http://toshisaigai.net/join/join.htm> にあります。
- ◆メーリングリストが届かない方は、事務局までお知らせください。またメーリングリスト不要の方は、毎月初めに届くメーリングリスト備忘録に従って登録を外してください。
- ◆研修会講師の心当たり、あるいは研修内容の希望がありましたら、事務局 ([office@toshisaigai.net](mailto:office@toshisaigai.net)) までお知らせください。
- ◆ニューズレターの原稿を随時募集いたします。お気軽に事務局までお送りください。